

内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、5月10日の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員、社員を対象とする規程として「グループ行動規範」および「行動規範マニュアル」を定めるとともに、役員を対象とする「役員規範」を定め、これらの遵守を図る。

取締役会については、「取締役会規則」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されている。さらに当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針および分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理基本方針」を定め、これに基づく「リスク管理規程」を定めてリスク管理体制を整備強化することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 効率性の観点から、当社および当社グループの経営に係る重要事項については、事前に執行役員を兼務する取締役と常務役員以上の執行役員で構成する経営会議において審議を行ったうえで取締役会において執行を決定する。

取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催する。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催する。

- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者および責任内容、執行手続きを定め、効率的な職務執行が行われるようにする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の基礎として、「グループ行動規範」および「行動規範マニュアル」を定める。この定めに基づき、推進組織として社長を統括責任者とし、コンプライアンス担当役員を責任者として、主要部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- 2) 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込む。
- 3) 内部監査部門として執行部門から独立した部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施する。
- 4) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- 5) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制の一つとして、弁護士を情報受領者とする社内通報システムを整備する。
- 6) 監査役は、当社の法令順守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとする。

6. 株式会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する「グループ行動規範」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、「グループ会社経営管理基本方針」を定め、「子会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングするものとする。

取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、取締役会および監査役に報告するものとする。
- 2) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、当社の内部監査部署またはコンプライアンス委員会に通報するものとする。通報を受けた内部監査部署またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとする。監査役は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- 2) この場合、当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・人事考課・賃金改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。
- 3) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役につど報告するものとする。前記に関らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることが出来ることとする。
- 2) 社内通報に関する規定を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

以上